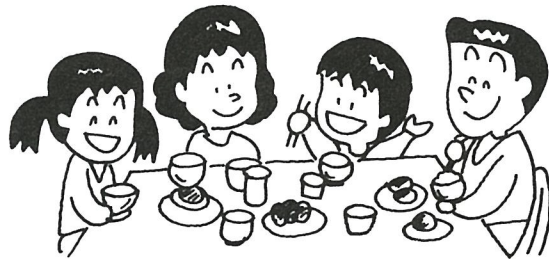


健康家族



国保税計算例 (モデルケース)



家族構成：世帯主、妻、長男、長女 計4人家族
 所得の状況：世帯主に事業所得 280万円
 妻、子2人は世帯主の扶養家族
 資産税の状況：固定資産税額 92,000円

税額の比較

改正前

所得割：(事業所得 280万円 - 基礎控除 33万円) × 6%
 = 148,200円——①
 資産割：固定資産税額 92,000円 × 35% = 32,200円——②
 均等割：4人 × 12,000円 / 人 = 48,000円——③
 平等割：1世帯 × 18,000円 / 世帯 = 18,000円——④
 税額：① + ② + ③ + ④ = 246,400円

改正後

所得割：(事業所得 280万円 - 基礎控除 33万円) × 5.8%
 = 143,260円——㉞
 資産割：固定資産税額 92,000円 × 10% = 9,200円——①
 均等割：4人 × 11,000円 / 人 = 44,000円——㉟
 平等割：1世帯 × 15,000円 / 世帯 = 15,000円——㉡
 税額：㉞ + ① + ㉟ + ㉡ = 211,400円 (100円未満切り捨て)

改正前と改正後を比較すると **35,000円の減額**となります。



医療費はどのようにまかなわれているかご存知ですか？
 現在、国保はみなさんがお医者さんにかかった費用の7割を負担しています。(退職者医療制度の該当者は8割または7割)
 この費用は、みなさんが納められた国保税や国からの補助金などにより、まかなわれています。

